

生徒のみなさん
保護者の皆様

下高井農林高等学校長

わいせつな行為の根絶に向けた取り組みについて（お知らせ）

県立教職員の非違行為を受けて、長野県教育委員会では非違行為根絶に向け、令和元年度よりすべての県立学校で職員が遵守すべきルールを設定し、学校での取り組みを生徒・保護者の皆様に周知すべく取り組んでまいりました。

特にわいせつな行為については、教師は児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でもわいせつな行為は一切許されないこととあります。

つきましては、本校では下記のとおりルールを定め、防止に取り組んでおりますのでお知らせします。何か相談事がございましたら、身近にいる職員にお声がけください。

記

1 本校職員として個人で取り組むこと

- ・学校が特殊な場であることを認識する。
- ・生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。
- ・相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- ・私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- ・児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- ・自分がされて嫌なこと、軽はずみな言動をしない。

2 本校職員として協働して取り組むこと

(1) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。

- ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
- ・1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。

(2) 他人の目が届く環境、ストレス軽減につながる職場の雰囲気をつくる。

- ・定期的に非違行為について考える会を開く。
- ・職員へのカウンセリング体制を構築する。

(3) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。

(4) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長や身近にいる先生に報告する。あるいは、下記の校外通報・相談窓口へ連絡をする。

【校外・通報相談窓口】

① 学校生活相談センター

電話番号：0120-0-78310「なやみいおう」（無料）24 時間受付

メールアドレス：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

子ども専用ダイヤル：0800-800-8035（無料）

大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10：00～18：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp